

令和6年度 事業計画

令和6年度は、消防用設備等の適正な設置・維持管理の確保を図るため、「消防設備士」及び「消防設備点検資格者」並びに「防火・防災管理者」、また、当協会の賛助会員である富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合員を対象とした各種講習会・研修会を開催するとともに、消防用設備等点検表示制度の推進、防火・防災思想の普及・啓発活動の推進等、火災その他の災害から県民の生命身体財産を保護するという当協会事業目的達成のための各種施策を関係機関と連携しながら積極的に実施する。

1 協会事業の推進について

(1) 防火防災関係資格者育成事業について

ア 消防設備士試験準備講習の実施

令和6年度の消防設備士試験に先立ち、受験のための準備講習会を次のとおり実施する。

富山市消防局婦中消防署で、

7月 17日(水)から 19日(金)までの3日間。

イ 甲種防火管理者講習の実施

(一財)日本防火・防災協会から委託を受けて、甲種防火管理者資格取得講習を次のとおり実施する。

富山県トラック会館で、

7月 1日(月)から 2日(火)までの2日間 (第1回)

7月 31日(水)から 8月 1日(木)までの2日間 (第2回)

ウ 消防設備士法定講習の実施

富山県から委託を受けて、消防設備士免状所有者に対する法定講習会を次のとおり実施する。

富山県トラック会館で、

避難設備・消火器 10月上旬に3回

警報設備 10月上旬に2回

〃 10月下旬に2回

消火設備 10月下旬に2回

エ 消防設備点検資格者再講習の実施

(一財)日本消防設備安全センターから委託を受けて、消防設備点検資格者に対する講習を次のとおり実施する。

富山県トラック会館

第1種消防設備点検資格者 12月 9日(月)

第2種消防設備点検資格者 12月 10日(火)

(2) 消防防災指導啓発事業について

ア 研修事業の実施

(ア) 消防設備士及び消防設備点検資格者研修の実施

富山県消防長会に委託し、消防設備士及び消防設備点検資格者の業務上の必要事項及び市町村消防機関との連絡調整等の研修会を、富山市及び高岡市の2会場において、令和7年2月に実施する。

(イ) 賛助会員に対する研修の実施

当協会の賛助会員である富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合の組合員に対し、防火・防災管理の徹底と消防用設備等保守管理の強化を図るための研修会を実施する。

(ウ) 当協会講習会講師の研修会への派遣等

防火・防災及び消防用設備等に関する最新の知識技術の修得に役立ててもらうため、当協会が実施する各種講習会・研修会の講師を、全国で行われる消防防災研究講演会に派遣する。

イ 啓発広報事業の実施

(ア) 会報の作成配布

当協会の事業、活動内容、各種講習会及び消防設備関連情報等を掲載した会報を年2回作成配布し、情報提供を図る。

(イ) ホームページの運用等

事業の健全な運営を図るため、各種講習会・研修会の日程案内、消防用設備等点検済表示制度の案内等協会事業の紹介、防火・防災情報、保守業務及び防火管理業務推進等の情報について、当協会のホームページに掲載し、随時更新する。

当協会主催の講習会・研修会で、各種情報提供及び不適正な点検業者による被害防止のためのチラシ・リーフレット等を配布する。

(ウ) 富山県小学生火災予防研究発表大会等への助成等

防火思想の普及と少年消防クラブ活動の発展向上を図るため、富山県小学生火災予防研究発表大会に協力するとともに、火災予防運動等の諸行事に積極的に協力、参加する。

ウ 表彰事業の実施

当協会の表彰規程に基づき、令和6年度事業所表彰及び個人表彰を令和6年度第1回理事会で行うとともに、11月に実施される(一財)日本消防設備安全センターの消防設備保守関係者等表彰に、当協会から推薦する。

(3) 消防用設備等点検済表示制度推進事業について

ア 点検済表示制度を公正かつ円滑に推進するため、点検済表示管理委員会を開催するとともに、消防用設備等点検業務の品質の確保向上を図るための情報提供を行う。

- イ 表示登録会員名簿を作成するとともに、点検済票の適正な管理及び交付に努める。
- ウ 点検実施者に対し新たな知識と点検技術の習得を図るとともに、防火対象物の関係者及び利用者の点検業務に対する認識を高めるため、資料の配布、情報の提供に努める。

(4) 刊行物等斡旋事業について

消防法令適合に関する情報提供として、防火・防災対象物の関係者に対し、防火・防災基準点検済証等の斡旋を行うとともに、消防設備士試験受験対策用及び保守点検実務に関するテキスト等の斡旋を行う。

(5) 富山県収入証紙売りさばき事業について

消防設備士法定講習の受講申請及び消防設備士免状の交付申請等に必要な手数料として、富山県収入証紙を販売する。

(6) 保険等斡旋事業について

消防設備業総合保険及び消防設備共済事業の加入促進を図る。

2 一般管理について

(1) 理事会及び評議員会並びに部会担当者会議等を開催し、協会事業の積極的な推進を図る。

(2) 協会事業推進のため、(一財)日本消防設備安全センター主催の都道府県消防設備協会長会議、東海北陸消防設備協会連絡協議会主催の会議等に出席し、関係機関団体との連携強化に努める。

(3) その他

ア 消防用設備等の保守点検業務に関する情報及び関係資料の収集を行い、関係者へ提供する。

イ 不適正な点検業者による被害防止を図るため、リーフレット等を隨時配布し、注意を喚起する。